

## 随意契約締結理由書（公表用）

下記のとおり随意契約を締結したので、公表します。

1 工 事 件 名	中央区立泰明小学校及び中央区立泰明幼稚園内部改修工事 （建築・隠ぺい部補修追加工事）
2 施 行 場 所	東京都中央区銀座五丁目1番13号
3 対 象 業 種	建築工事
4 工 事 概 要	劣化改修 1) ピット内躯体脆弱部補修 計279箇所 （H200×L200×D40～H400×L1,500×D50 程度） 2) その他関連工事
5 工 期	令和8年2月27日まで
6 契 約 金 額	4,950,000円（税込み）
7 契 約 締 結 日	令和7年12月26日
8 契 約 の 相 手 方 の 住 所 及 び 商 号 又 は 名 称	東京都中央区晴海一丁目8番8号 トリトンスクエアW棟 株式会社クリスタルジャパン 代表取締役 浦木 太郎
9 随 意 契 約 締 結 の 理 由	現在、中央区立泰明小学校及び中央区立泰明幼稚園内部改修工事（建築工事）が株式会社クリスタルジャパンにて施工中である。 改修工事を進める中で、地下ピット内の構造躯体におけるコンクリートの剥離による鉄筋の露出、腐食等が確認されたため脆弱部補修等の劣化改修工事が必要になった。 施工上同一現場での交錯、繁雑を避け、工程管理に支障を来たさぬよう工事を進めるためには、現在本工事を施工中の上記業者が施工することが最も効率的である。 また、共通仮設の仮囲いのほか仮設通路が本工事にて設置したものをそのまま利用することが出来る。 さらに、経費についても概ね22.57%の削減を図ることができる。 以上のことから現場管理、工事管理及び経費面において効果的に工事を進められる同者と随意契約を締結するものである。
10 根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号